

令和2年度 第2回 芦屋市霊園使用者選考委員会次第

日 時：令和3年2月3日（水）

午後1時30分～午後3時30分

場 所：芦屋市役所 東館3階 小会議室4・5

1 開会

2 委員紹介

3 合葬式墓地概要

4 議題

《諮問事項》

(1) 申込み要件及び申込みできる納骨方法（案）

(2) 使用者の選考方法（案）

《申込みから納骨までの流れ》

5 その他

《開設までのスケジュール》

- | | | |
|---------------|----------|---------------|
| (1) 建設・開設準備 | 令和3年6月 | 竣工・検査・引き渡し 等 |
| (2) 募集準備 | 令和3年2月3日 | 芦屋市霊園使用者選考委員会 |
| | 令和3年4・6月 | 市広報紙・HPにて周知 |
| | 令和3年6月末 | 合葬式墓地募集案内配布 |
| (3) 開設・申込受付開始 | 令和3年7月1日 | (予定) |

6 閉会

目次

2	委員紹介	・・・1
3	合葬式墓地概要	・・・2
4	議題	
	しもん	
	《諮問事項》	・・・6
	(1) 申込み要件及び申込みできる納骨方法（案）	・・・6
	(2) 使用者の選考方法（案）	・・・6
	《申込みから納骨までの流れ》	・・・7
	【資料1】 諮問事項 補足資料（近隣市との比較）	
	【資料2】 芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例（第3章のみ抜粋）	

芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名	備 考
組織代表者	芦屋市婦人会	アキ ヒデコ 青木 秀子	
	芦屋市民生児童委員協議会	サムラ キョシ 里村 喜好	
	芦屋市霊園協力会	サトウキ ミツル 定雪 満	
	芦屋市佛教会	ハキ コシユウ 花木 宏修	
	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会	ワカバヤシ ナミ 若林 七奈美	
	芦屋市自治会連合会	アマイ ヲウイチ 天井 裕一	
市民公募	市民公募委員	タケカコ ルコ 竹迫 留利子	
市職員	芦屋市市民生活部長	モリタ アキヒロ 森田 昭弘	

(事務局)

芦屋市市民生活部環境課長 米村 TEL 38-3105

芦屋市市民生活部環境課係長 富松 TEL 38-3105

芦屋市市民生活部環境課主事 田中 TEL 38-3105

1 合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、焼骨を個人・夫婦・家族などの単位で納骨する一般的な墓地や納骨堂とは違い、共同で納骨する墓地です。

使用期限は永年で、承継は不要です。使用料は一般的な墓地と比べて安価で、維持費はかかりません。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、「お墓を世話する人がいないため、無縁にならないか」と今後の管理が心配になり、墓地が返還されるなど、承継が困難な墓地が増えてきています。

また、「お墓の世話で子供や孫に負担をかけるのではないか」との不安から、お墓をもつものに躊躇する人もいます。

しかしながら一方で、合葬式墓地の必要性を感じている人が多くいることから、市民のニーズ（承継が不要、使用料が安価、管理が容易）にあった新たな納骨施設として、市が合葬室、一時安置室及び記名板を備えた合葬式墓地を開設します。

2 合葬式墓地の施設

(1) 合葬室

焼骨を骨壺から出して布袋に収め、他の方々の焼骨と一緒に納骨する部屋。4, 500体分の焼骨を納骨することができる。（職員以外立入不可）

(2) 一時安置室

焼骨を骨壺のまま10年間個別に安置する部屋。800体分の納骨を安置することができる。（職員以外立入不可）

(3) 記名板

納骨された方のお名前等を刻字したプレートを掲示する石板。

3 焼骨の納骨方法

(1) 直接合葬方式

一時安置室を経ずに合葬室に納骨する方法。納骨された焼骨は返還できない。

(2) 安置後合葬方式

一時安置室に10年間安置した後、合葬室に納骨する方法。

安置期間中の焼骨は、他の墓地等に改葬する場合に限り返還できる。ただし、合葬室に納骨された後の焼骨は返還できない。

4 使用料

- | | | |
|-------------|-------------------|----------|
| (1) 直接合葬方式 | 一体につき | 100,000円 |
| (2) 安置後合葬方式 | 一体につき | 200,000円 |
| (3) 記名板の使用 | 一枚(120mm×45mm)につき | 30,000円 |

5 申込みができる方

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例(令和3年7月1日施行)

第23条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有する個人であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持している者
- (2) 死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者
- (3) 本市に住所を有する個人であつて、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者
- (4) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者
- (5) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者

参考

(使用場所の返還)

第15条 使用の場所の全部又は一部が不用となつたときは、一般墓地の使用者は、自己の費用をもつてその場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

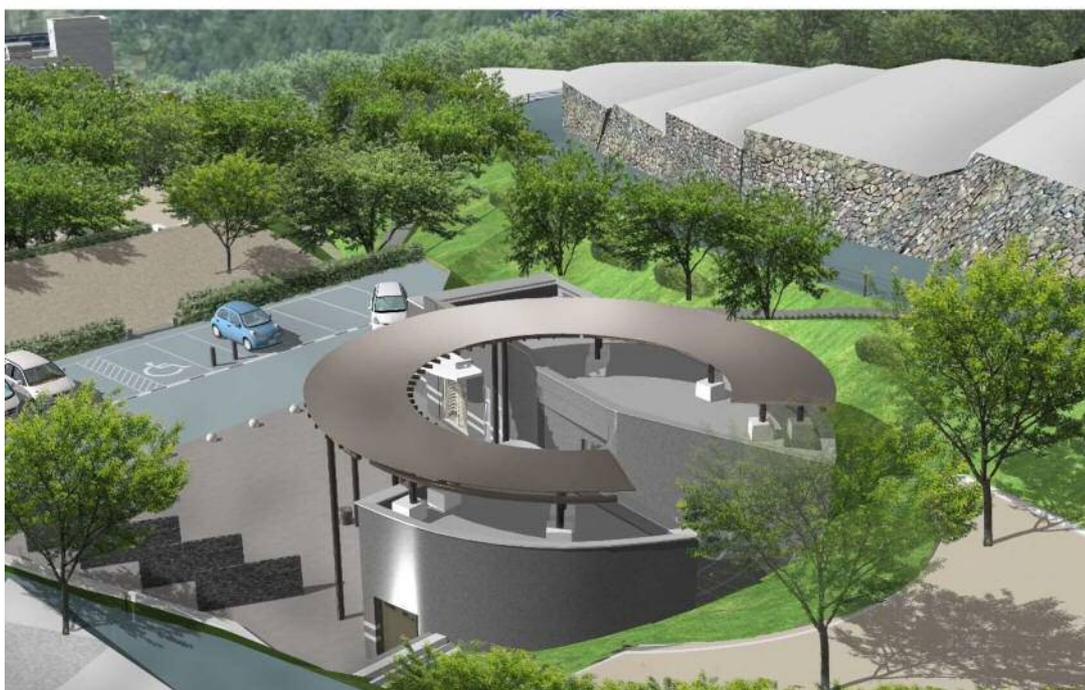
6 スケジュール

開設・申込受付開始 令和3年7月1日(予定)

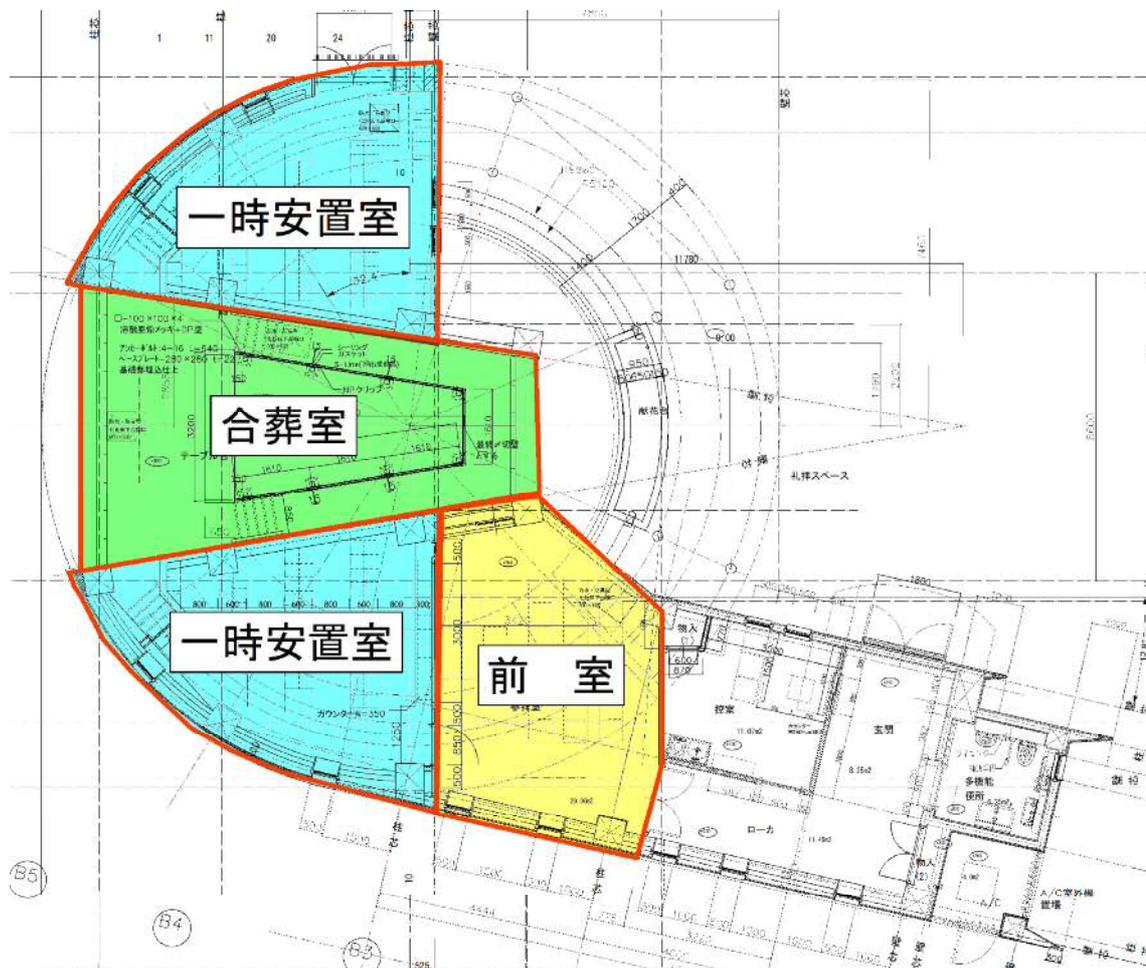
○合葬式墓地 イメージ図（前方から）



○合葬式墓地 イメージ図（後方から）



○合葬式墓地 平面図



○記名板 プレートの刻字イメージ



しもん
《諮問事項》

(1) 申込み要件及び申込みできる納骨方法（案）

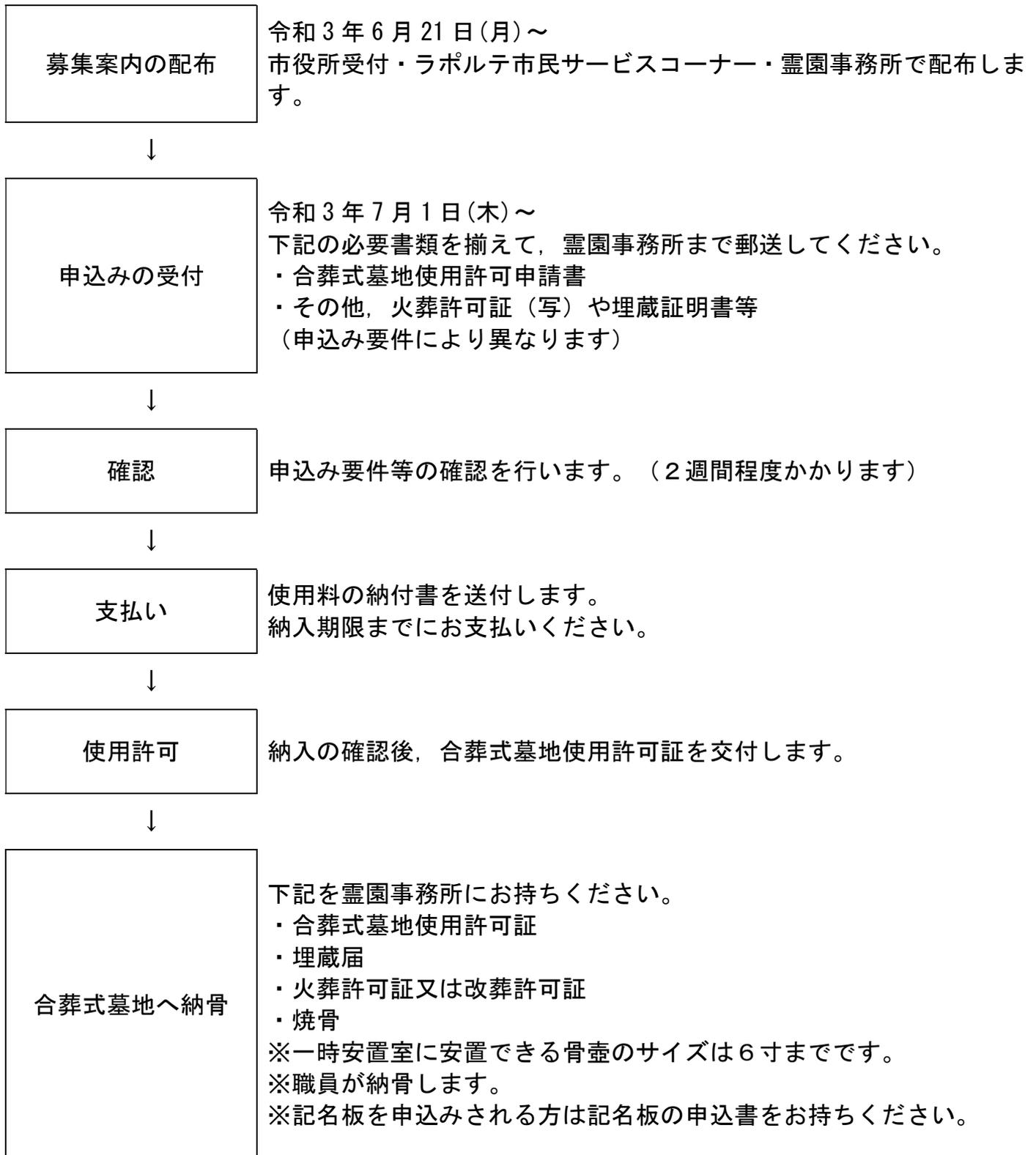
申込みをされる方は、①から④のそれぞれにおいて、全ての項目に当てはまる必要とし、申込できる納骨方法は次のとおりとする。

		申込み要件	申込みできる納骨方法
芦屋市霊園使用者以外の方	焼骨を所持している方	① ア 芦屋市内に住所（住民登録を有していること。）を有していること。（居住期間は問わない） イ 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。 ウ 自宅に保管している、又は改葬する焼骨があること。 エ 親族の焼骨であること。 オ 改葬にあたっては、芦屋市霊園以外の墓地からによること。	○自宅保管の場合 直接合葬 安置後合葬 ○改葬する場合 直接合葬
		② ア 死亡時に芦屋市に住所（住民登録を有していた）を有していたこと。（居住期間は問わない） イ 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。 ウ 自宅に保管している焼骨があること。 エ 親族の焼骨であること。	直接合葬 安置後合葬
	生前予約の方	③ ア 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。 イ 芦屋市内に住所（住民登録を有していること。）を有していること。（居住期間は問わない） ウ 自己の死後にその焼骨を納骨するためであること。 エ 申込み時において満65歳以上であること。	直接合葬
芦屋市霊園使用者の方	④	ア 芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていること。 イ 一般墓地を返還（墓じまい）と同時に申し込むこと。 ウ 自己の死後にその焼骨を納骨するため、又は霊園内の焼骨を改葬するためであること。	直接合葬

(2) 使用者の選考方法（案）

申込書を受理し、申込み要件等の確認をした後、それを満たしている方全員に使用を許可します。（抽選は行いません）

《申込みから納骨までの流れ》



諮問事項 補足資料(近隣市との比較)

- ① 焼骨がある芦屋市民 ……条例23条2(1)関連
- ② 亡くなった芦屋市民の焼骨がある方 ……条例23条2(2)関連
- ③ 生前に予約したい方 ……条例23条2(3)関連
- ④ 墓じまいする芦屋市霊園使用者 ……条例23条2(4),(5)関連

				申込者の居住要件 (②の下段は故人の居住要件)			焼骨の状態				申込者との続柄	改葬元	年齢要件	どちらの納骨方法に申込みできる？		申込期間	受入数制限	選考方法	備考
				市内	居住期間	市外	自宅保管	改葬	分骨	生前				直接合葬方式	安置後合葬方式				
				○	問わない	×	○	○	×	○				○	○				
芦屋市 合葬式墓地	霊園使用者以外	焼骨所持	①	○	問わない	×	○	○	×	/	親族	芦屋市霊園以外	問わない	○	自宅保管○ 改葬×	常時	無	無抽選	安置室 安置数:800体 期間:10年
			②	○	問わない	×	○	×	×	/	親族	/	問わない	○	○				
	生前予約	③	○	問わない	×	/	/	/	○	本人	/	満65歳以上	○	×					
	霊園使用者	④	○	問わない	○	/	○	/	○	・生前:本人 ・改葬:納骨されている焼骨	芦屋市霊園	問わない	○	×					

芦屋市 霊園 一般墓	霊園使用者以外	焼骨所持	○	1年以上	×	○	×	×	/	配偶者又は 血族1親等	/	問わない	/	/	R2.9.18~10.6	32区画	抽選	
------------------	---------	------	---	------	---	---	---	---	---	----------------	---	------	---	---	--------------	------	----	--

神戸市	霊園使用者以外	焼骨所持	①	○	6か月以上	×	○	×	○	/	問わない	/	問わない	○	○ 分骨は×	期間あり R2年度は 9.1~9.18 ※R3年度未 定	R2年度 合葬室 400体 一時安置室 160体	抽選	安置室 安置数:1,600体 期間:10年 (10年延長可)
			②	○	問わない	×	○	×	○	/	問わない	/	問わない	○	○ 分骨は×				
	生前予約	③	○	6か月以上	×	/	/	/	○	本人	/	満65歳以上	○	×					
	霊園使用者	④	○	問わない	○	/	○	/	×	問わない	市立霊園	問わない	○	○					

宝塚市	焼骨所持	① ②	○	問わない	○	○	○	○	/	問わない	/	問わない	○	○	常時	無	無抽選	安置室 安置数:600体 期間:10年
	生前予約	③	○	問わない	○	/	/	/	○	本人・親族	/	問わない	○	○				

加古川市	焼骨所持	① ②	○	問わない	○	○	○	×	/	配偶者又は血族3親等、 若しくは姻族2親等	/	問わない	○	○	常時	無	無抽選	安置室 安置数:2,000体 期間:20年 (10年延長可)
	生前予約	③	○	3か月以上	○	/	/	/	○	本人	/	問わない	×	○				

明石市	霊園使用者以外	焼骨所持	①	○	3か月以上	—	○	○	○	/	配偶者又は血族6親等、 若しくは姻族3親等	/	問わない	○	○	常時	無	無抽選	安置室 安置数:3,000体 期間:10年or20年
			②	○	問わない	×	○	○	○	/	配偶者又は血族6親等、 若しくは姻族3親等	/	問わない	○	○				
	生前予約	③	○	3か月以上	×	/	/	/	○	本人	/	満65歳以上	○	○					
	霊園使用者	④	○	問わない	○	/	○	/	○	・生前:本人 ・改葬:納骨されている焼骨	市立霊園	問わない	○	○					

三田市	焼骨所持	① ②	○	問わない	○	○	○	○	/	問わない	/	問わない	○	○	常時	無	無抽選	
	生前予約	③	○	問わない	○	/	/	/	○	本人・親族	/	問わない	○	○				

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例（第3章のみ抜粋）

施行日 令和3年7月1日

第3章 合葬式墓地

（合葬式墓地の施設）

第22条 合葬式墓地に、合葬室、一時安置室及び記名板を置く。

（使用許可等）

第23条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有する個人であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持している者
- (2) 死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者
- (3) 本市に住所を有する個人であつて、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者
- (4) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者
- (5) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者

（一時安置室の使用）

第24条 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者は、前条第1項に規定する申請の際に、一時安置室を使用するか否かを選択するものとする。

2 一時安置室の使用期間は、使用許可を受けた日から起算して10年間とする。

3 前項の使用期間を経過したときは、市長は、当該焼骨を合葬室に埋蔵するものとする。

4 前条第2項第3号又は第5号に該当して使用許可を受けた者のうち、一時安置室の使用を選択していた者が、第2項の使用期間が経過した後に死亡したときは、その者の焼骨は、合葬室に埋蔵するものとする。

5 前2項の場合における焼骨の合葬室への埋蔵に当たっては、合葬室の使用料は徴収しない。

（埋蔵のための措置）

第25条 第23条第2項第3号又は第5号に該当して使用許可を受けた者は、死亡した後にその焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を自ら講じなければならない。

（使用の制限等）

第26条 合葬式墓地に埋蔵することができる焼骨は、当該使用許可に係る焼骨に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その他の焼骨を埋蔵することができる。

（記名板の使用）

第27条 使用許可に係る焼骨を埋蔵しようとする者は、埋蔵の際に、記名板の使用を申し込むことができる。

(使用料)

第28条 使用料は、次の区分により定める額とし、一時安置室及び合葬室にあつては使用許可の際に、記名板にあつては申込みの際に徴収する。

種別	単位	金額
一時安置室	一体につき	200,000円
合葬室	一体につき	100,000円
記名板	一単位(120mm×45mm) につき	30,000円

2 第23条第2項ただし書の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、前項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。

(使用料の減免)

第29条 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第30条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その一部を返還することができる。

(焼骨の返還等)

第31条 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 一時安置室に埋蔵されている焼骨にあつては、使用者から返還を求める旨の申出があつたときは、他の墓地等に改葬する場合に限り、返還するものとする。

3 使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなつたときは、その旨を市長に届け出るものとする。

4 前2項の規定による申出又は届出があつたときは、合葬式墓地を使用する権利は、消滅する。

(使用許可の取消し)

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 使用許可に付された条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者であつて、一時安置室に焼骨を埋蔵している者は、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。

(焼骨の改葬)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、合葬式墓地に埋蔵されている焼骨を改葬することができる。

(1) 前条第2項の規定による焼骨の引取りがされないとき。

(2) 合葬式墓地の管理上、特に必要があるとき。